

(表面)

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市児童手当額改定(請求却下)通知書(施設等受給者用)

年 月 日付けで請求のあった児童手当の額の改定については、次のとおり改定(却下)したので、野田市児童手当実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

児童手当の額の改定に関する事項	
1 改定後の算定の基礎となる児童の数	
(3歳未満)	人
(3歳以上小学校修了前)	人
(中学生)	人
合 計	人
2 改定後の手当月額	
(3歳未満)	円
(3歳以上小学校修了前)	円
(中学生)	円
合 計	円
3 改定年月	年 月分から
4 増額の対象となる児童の氏名、生年月日及びその理由※	
5 増額の対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由※	
※ 裏面をご確認ください。	
児童手当の額の改定の請求の却下に関する事項	
却下の理由	()
備考	

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

